

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法による申込みの試行的実施）

- 5 委員会は、教育長が別に定める期間及び学校において、登録団体が開放施設を利用する場合における申込みを、電子情報処理組織を使用する方法により試行的に実施するものとする。この場合におけるこの規則の適用については、第9条第2項中「10日前」とあるのは「3日前」と、「開放施設利用申込書」とあるのは「電子情報処理組織を使用する方法」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

開放施設の利用申込みを、電子情報処理組織を使用する方法により試行的に実施するため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第12号</p>	<p>○川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第12号</p>
<p>第1条～第8条 略</p>	<p>第1条～第8条 略</p>
<p>(団体利用)</p>	<p>(団体利用)</p>
<p>第9条 開放施設（子どもの遊び場として開放している施設を除く。）を利用する場合は、10人以上で構成する団体で、あらかじめ委員会に登録しなければならない。</p>	<p>第9条 開放施設（子どもの遊び場として開放している施設を除く。）を利用する場合は、10人以上で構成する団体で、あらかじめ委員会に登録しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）は、利用希望日の10日前までに、開放施設利用申込書により、委員会に申込みをし、その許可を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）は、利用希望日の10日前までに、開放施設利用申込書により、委員会に申込みをし、その許可を受けなければならない。</p>
<p>3 登録団体は、常に善良な管理者の注意をもって開放施設の利用にあたらなければならない。</p>	<p>3 登録団体は、常に善良な管理者の注意をもって開放施設の利用にあたらなければならない。</p>
<p>4 委員会は、登録団体が前項の義務を怠った場合は、第1項の登録を取消することができる。</p>	<p>4 委員会は、登録団体が前項の義務を怠った場合は、第1項の登録を取消することができる。</p>
<p>第10条～第18条 略</p>	<p>第10条～第18条 略</p>
<p>附 則（抄）</p>	<p>附 則（抄）</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (川崎市立学校解放運動場規程の廃止)</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (川崎市立学校解放運動場規程の廃止)</p>
<p>2 川崎市立学校解放運動場規程（昭和27年川崎市教育委員会告示第12号）は、廃止する。</p>	<p>2 川崎市立学校解放運動場規程（昭和27年川崎市教育委員会告示第12号）は、廃止する。</p>
<p>3～4 略</p>	<p>3～4 略</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="165 178 981 210"><u>(電子情報処理組織を使用する方法による申込みの試行的実施)</u></p> <p data-bbox="120 226 1117 437">5 委員会は、教育長が別に定める期間及び学校において、登録団体が開放施設を利用する場合における申込みを、電子情報処理組織を使用する方法により試行的に実施するものとする。この場合におけるこの規則の適用については、第9条第2項中「10日前」とあるのは「3日前」と、「開放施設利用申込書」とあるのは「電子情報処理組織を使用する方法」とする。</p>	<p data-bbox="1167 178 1249 210">(新設)</p>